

名証自規第448号

2020年9月30日

上場会社代表者 各位

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 竹田 正樹

株主の議決権行使の環境改善に係るご検討のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、今般、相当数の上場会社において、長年に亘り株主総会における議決権行使書が適正に集計されていなかったことが明らかになりました。

株主総会における議決権行使は、株主の最も重要な権利のひとつであり、今回の事案は、企業統治の根幹に関わる、わが国の金融商品市場に対する株主及び投資者の信頼を揺るがしかねない問題として広く受け止められています。

当取引所では、別紙のとおり、株式事務代行機関各社に、株式事務の適正性確保と改善状況の市場関係者に対する必要かつ十分な説明を要請しておりますが、委託者である上場会社の皆様におかれましても、株主・投資者からの信頼回復の観点から、株式事務代行機関における事務適正化の取組みにご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本件の背景には、特定の時期に上場会社各社の株主総会の開催が集中する傾向にある中、書面による議決権行使の集計事務作業に高い負荷が生じていることが指摘されております。当取引所では、かねてより、株主の議決権行使を容易にするための環境整備を上場会社の皆様に要請してまいりましたので¹、改めて株主の議決権行使の環境改善につきご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【本件全般に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174

¹ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第43条及び同取扱い20をご参照ください。また、コーポレートガバナンス・コードにおいても、上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるように適切な対応を行うとともに、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきとされております。

別 紙

名証自規第 447 号

2020 年 9 月 30 日

株式事務代行機関代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 竹田 正樹

株式事務の適正性確保のお願い

株式事務代行機関の皆様におかれましては、平素より、当取引所の金融商品市場の健全かつ円滑な運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、大変遺憾ながら、一部の株式事務代行機関において、株主総会における議決権行使書が、長年に亘り適切に集計されていなかったことが明らかになりました。株主総会における議決権行使は、株主の最も重要な権利のひとつであり、今回の事案は、企業統治の根幹に関わる深刻な事態として、広く関係者に受け止められています。

株式事務代行機関各位におかれましては、株主総会における議決権行使の集計をはじめとする株式事務の適正性確保について、改めてご留意いただき、速やかに必要な改善に取り組まれることを要請いたします。

あわせて、株式事務の適正性確保の状況につき、必要かつ十分な説明を行うことをお願いいたします。

以 上